

居宅介護支援

重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生労働省及び新潟市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社オフィス中條
主たる事務所の所在地	〒950-0843 新潟市東区栗山2丁目1番22号
代 表 者	取締役 中條 貴之
設立年月日	平成5年7月30日
電話番号	025-277-4210

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	なかじょうデイサービスセンター西山	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒950-0113 新潟市江南区西山578-1	
電話番号	025-278-5080	
指定年月日・事業所番号	平成12年3月31日指定	1570101491
管理者の氏名	櫻井 好	
通常の事業の実施地域	新潟市江南区・新潟市東区・新潟市北区・新潟市中央区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止の為、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたが指定居宅サービス等の選択を求めるときには、中立公正に配慮し、あなたにとって最良の選択ができるよう支援します。
(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合をご説明します。

訪問介護	25.27%
通所介護	18.19%
地域密着型通所介護	37.94%
福祉用具貸与	18.14%

- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合をご説明します。

訪問介護	エヌ介護サービス 25.2%	東区社協訪問介護 17.90%	ツクイ新潟山木戸東	13.69%
通所介護	ツクイ新潟新石山 18.19%	楽いちデイサービス 13.34%	コンパスウォーク紫竹山	12.73%
地域密着型 通所介護	なかじょうデイサービスセ ンター西山 37.94%	アースサポート新潟東デイ	なかのやま百笑生	20.69%
福祉用具貸与	(株) フロンティア 18.14%	シルバーサポート 13.48%	あおやまメディカル(株)	12.44%

- (3) 上記の(1)、(2)の内容を介護サービス情報公表制度において公表します。

- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて利用者に対し、メリット、デメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで。 ただし、お盆（8月15日）国民の祝日（振替え休日を含む）及び年末年始（12月31日～1月2日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 時間外、休日であっても携帯電話等で24時間対応します。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1人	0人	1人

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料 【基本利用料】

【居宅介護支援費（Ⅰ）】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)	利用者負担金	
		法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（ⅰ） <取扱件数が45件未満>	要介護度1・2	11,088円	11,088円
	要介護度3・4・5	14,406円	
居宅介護支援費（ⅱ） <取扱件数が45件以上 60件未満>	要介護度1・2	5,554円	5,554円
	要介護度3・4・5	7,187円	
居宅介護支援費（ⅲ） <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,328円	3,328円
	要介護度3・4・5	4,308円	

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分 以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3, 063円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。	2, 552円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日も含む。	2, 042円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
退院・退所加算	【Ⅰイ】 病院等の職員から情報収集を1回行っている場合	4, 594円
	【Ⅰロ】 病院等の職員から情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6, 126円
	【Ⅱイ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	6, 126円
	【Ⅱロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち、1回以上がカンファレンスによる場合	7, 657円
ターミナルケアマネジメント加算	【Ⅲ】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9, 189円
	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	4, 084円

緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2, 042円
特定事業所加算 (I)	<p>①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。</p> <p>③利用者に関する情報やサービスの提供にあたって、留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的に開催（週1回以上）すること。</p> <p>④24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などの相談に対応できること。</p> <p>⑤算定月の要介護3～5の者の割合が40%以上（地域包括支援センターから紹介された支援困難事例は計算対象外）</p> <p>⑥介護支援専門員に対し計画的に研修を実施</p> <p>⑦地域包括支援センターと連携し、支援な困難な事例にも居宅介護支援を提供できること。</p> <p>⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>⑨居宅支援費にかかる特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>⑩介護支援専門員1人の利用者数が45未満</p> <p>⑪介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること、</p> <p>⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同して辞令検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>⑬必要に応じて、多様な主体等が提供するする生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	5, 156円
特定事業所加算 (II)	加算(I)の算定要件②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬に加えて ・常勤の主任介護支援専門員等を1名以上配置。	4, 155円
特定事業所加算 (III)	加算(I)の算定要件③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬に加えて ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を1名以上配置。 ・常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置。	3, 154円

特定事業所加算 (A)	①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 ②常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員を1名以上配置。 ③利用者に関する情報やサービスの提供にあたって、留意事項など伝達を目的とした会議を定期的に開催。 ④24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などの相談に対応できること。 ⑤介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。 ⑥地域包括支援センターと連携し、支援が困難な事例にも居宅介護支援を提供できること。 ⑦地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加。 ⑧運営基準減算または、特定事業所集中減算の適用を受けていない。 ⑨介護支援専門員1人の利用者数が40名未満。 ⑩介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保。 ⑪他法人と共同で事例検討会、研究会等を実施。 ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	1, 276円
特定事業所医療 介護連携加算	(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けて回数)の合計が35回以上の場合 (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合 (3) 特定事業所加算(I)～(III)を算定している場合	1, 276円
通院時情報 連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単数を加算する。	510円
特別地域 居宅介護支援加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が居宅介護支援を行った場合 ※豪雪地帯、特別豪雪地帯、過疎地域であって人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域	上記基本利用料の 15%

中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が居宅介護支援を行った場合 ※豪雪地帯、特別豪雪地帯、過疎地域	上記基本利用料の 10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（=新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の 5%
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	対象となる利用者 ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者。	所定単位数の95%

【減算】以下の要件に該当する場合、左記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の 50%
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が80%を越えた場合。	-2,042円
業務継続計画未実施減算	・感染症や非常災害の発生において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	所定単位数の 1.0%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	所定単位数の 1.0%

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありまし
たら、何でもお申し出ください。

氏名 櫻井 好

連絡先（電話番号） 025-278-5080

10. 苦情相談窓口

（1）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 025-278-5080 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

（2）上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市江南区健康福祉課 高齢介護係	電話番号 025-382-4383
	新潟市 東区健康福祉課 高齢介護係	電話番号 025-250-2320
	新潟市 北区健康福祉課 高齢介護係	電話番号 025-387-1325
	新潟市 中央区健康福祉課 高齢介護係	電話番号 025-223-7216
	新潟市 介護保険課	電話番号 025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

1.1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

事業所相談窓口	電話番号 025-278-5080 担当： 管理者 櫻井 好
---------	-----------------------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するために研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.2. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の契約書の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1.3. 秘密保持の厳守及び個人情報の保護

(1) 秘密保持の厳守

施設及びすべての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びご家族様等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は雇用契約終了後も同様と致します。

(2) 個人情報の保護

事業所は、自ら作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び事業者の諸規則に則り、適正な取扱いを行います。

・事業者は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者的心身等に関する情報提供、その他、利用者が「個人情報の同意書」にて予め同意しているもの以外に利用者及び保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

(3) 個人情報の開示

・事業所で作成し保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び保証人から開示の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示します。

ただし、開示することにより次号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができます。

①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②事業所の事業の適正な実地に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③他の法令に違反することとなる場合
- ・開示は書面により行います。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができます。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者及び保証人の負担となります。）
 - ・事業所が保有個人データを開示しない旨を決定したときには、遅滞なくその旨を通知します。

14. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、委員会の開催及び再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な委員会の開催、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に対する贈り物や飲食物の提供などは固くお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときはできる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 〒950-0843 新潟市東区栗山2丁目1番22号
有限会社 オフィス中條

代表者 取締役 中條 貴之
説明者 介護支援専門員

櫻井 好

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄（ ）

立 会 人 住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄（ ）